

## 令和3年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見（要旨）		
テーマ：防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について		
I ソフト対策 防災・減災（防災対策部）		
1 「みえ防災・減災センター」事業		
① センターに対する指導・監督について【指摘】		
「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」への負担金の支出の効果やセンターの事業実績・収支精算についての検証が十分でないように見受けられる。運営委員会での審議の充実を図るとともにセンターに対しチェック体制の見直し・強化を指導すべきである。	みえ防災・減災センターの支出状況については、令和4年10月に県職員が支出書類や購入物品の管理状況等を調査し、適正に対応していることを確認しました。 また、事業の検証については、センター事業を24項目に区分して検証シートを作成し、令和4年11月に開催した運営委員会において、これまでの進捗状況や成果について審議を行い、今後の取組方針を整理しました。	防災対策部
2 みんなでつくる避難所プロジェクト事業		
① レシピ集・カードゲーム・DVDの管理と今後の活用について【意見】		
みんなでつくる避難所プロジェクト事業で作成したレシピ集・カードゲーム・DVDの在庫表が作成されておらず、数量が確認できなかった。消耗品にあたるとはいえ、カードゲーム・DVDについては貸出簿等により適切に管理しておくべきである。	レシピ集・カードゲーム・DVDについては、紛失などを防止するため、令和3年度から管理簿等を備え付けて、物品の使用予約や在庫の管理を行っています。	防災対策部
② 「防災用品ベンチ」の広報について【意見】		
みんなでつくる避難所プロジェクト事業で作成した「防災用品ベンチ」の試作品について、新型コロナウイルス感染症禍のために避難所の設置者である市町への広報が延期されており、県民への広報も行われていなかった。みんつく予算で製作したものであり、広報に努めていくことが望まれる。	避難所の備品整備は市町の防災担当部署の所管となることから、「三重県市町等防災対策会議」において「防災ベンチ」の展示を行うとともに、各市町の防災担当者等に対して機能の説明等を行い、活用を働きかけました。	防災対策部

③ 「参加型予算」の実施過程で寄せられた県民の意見の反映について【意見】	みんなでつくる避難所プロジェクト事業への投票時に寄せられた意見・要望が事業内容へ反映されていなかったため、反映できるよう努めることが望まれる。	県民参加型予算の制度を所管する総務部財政課において、令和4年度には県民の皆さんのご提案をより反映しやすいよう見直しが行われています。同制度に基づき、できる限り寄せられたご提案を事業内容に反映できるよう努めています。	防災対策部
--------------------------------------	---	---	-------

④ 「参加型予算」の事業に市町からの要望が加えられたことについて【意見】	みんなでつくる避難所プロジェクト事業における提案者の応募内容において「三重県産材」を用いた防災用品ベンチは提案されておらず、投票時の県民の意見・要望にも含まれていなかった。市町へのヒアリングでニーズを把握したとのことだが、「県民参加型予算」の趣旨からすれば再考することが望まれる。	「みんなでつくる避難所プロジェクト」事業の提案者からは、避難所生活を快適にする避難所用グッズを企業と新規に共同開発するという提案を受けたことから、実際に避難所の開設・運営を行う市町職員の意見を反映した上で、開発を行ったものです。 今後、県民提案募集により寄せられたご提案は、できる限り事業内容に反映できるよう努めます。	防災対策部
--------------------------------------	--	--	-------

3 地域減災対策推進事業		
① 実績報告時提出書類の提出漏れについて【指摘】	地域減災力強化推進補助金に関し提出を受けた実績報告書において、運用手引に定める検収写真が添付されていなかったため、提出を求める必要があった。	県補助金が適切に活用されているかを把握するため、「三重県市町等防災対策会議」において、市町の防災担当者に対し、実績報告書提出時の検収写真の添付を徹底するよう周知を図りました。

② 補助金にかかる審査について【指摘】	地域減災力強化推進補助金審査委員会での審査にかかる事務局の事前審査過程や審査委員会での委員の発言等の記録が残されていないため、審査過程を書面にて残しておくべきである。	事務局による事前審査の内容については、これまで資料を作成して公文書として保存しているところですが、令和4年度から地域減災力強化推進補助金審査委員会の議事録を作成して保存しています。	防災対策部
---------------------	---	--	-------

<p><b>③ 地域減災力強化推進補助金の完了検査先の抽出方法について【指摘】</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;">実地の完了検査を実施する市町の抽出方法について、前年度に抽出した市町は除外のうえ補助金額上位3市町程度を抽出しているとのことだったが、補助金額の少ない市町も抽出されるように方法を検討する必要がある。</td><td style="vertical-align: top;">令和3年度から、少額の補助金が交付されている市町も対象として実地検査を行っています。</td><td style="vertical-align: top;">防災対策部</td></tr> </table>			実地の完了検査を実施する市町の抽出方法について、前年度に抽出した市町は除外のうえ補助金額上位3市町程度を抽出しているとのことだったが、補助金額の少ない市町も抽出されるように方法を検討する必要がある。	令和3年度から、少額の補助金が交付されている市町も対象として実地検査を行っています。	防災対策部
実地の完了検査を実施する市町の抽出方法について、前年度に抽出した市町は除外のうえ補助金額上位3市町程度を抽出しているとのことだったが、補助金額の少ない市町も抽出されるように方法を検討する必要がある。	令和3年度から、少額の補助金が交付されている市町も対象として実地検査を行っています。	防災対策部			
<p><b>④ 県北部海抜ゼロメートル地帯避難対策補助金の完了検査について【意見】</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;">ゴムボート整備事業の検査について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症禍のため書面での確認のみ行われていたが、他の補助金は実地で検査した実績もあることを踏まえると、時期や方法を工夫し実地で検査することが望ましかった。</td><td style="vertical-align: top;">本補助金を活用して新たな施設や設備等の整備が行われた場合には、交付市町に対し実地検査を実施します。</td><td style="vertical-align: top;">防災対策部</td></tr> </table>			ゴムボート整備事業の検査について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症禍のため書面での確認のみ行われていたが、他の補助金は実地で検査した実績もあることを踏まえると、時期や方法を工夫し実地で検査することが望ましかった。	本補助金を活用して新たな施設や設備等の整備が行われた場合には、交付市町に対し実地検査を実施します。	防災対策部
ゴムボート整備事業の検査について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症禍のため書面での確認のみ行われていたが、他の補助金は実地で検査した実績もあることを踏まえると、時期や方法を工夫し実地で検査することが望ましかった。	本補助金を活用して新たな施設や設備等の整備が行われた場合には、交付市町に対し実地検査を実施します。	防災対策部			
<p><b>⑤ 地域減災力強化推進補助金の完了検査調査表について【意見】</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;">検査項目について、他の補助金の検査表を参考に作成されているが、当該補助金において該当する可能性がない項目が記載されているため、修正していくことが望まれる。</td><td style="vertical-align: top;">完了検査の検査表は、様々な事業に対応できるよう多様な検査項目を掲載していますが、現在の補助事業の内容と照らし合わせ、明らかに不要と思われる項目については修正を行いました。</td><td style="vertical-align: top;">防災対策部</td></tr> </table>			検査項目について、他の補助金の検査表を参考に作成されているが、当該補助金において該当する可能性がない項目が記載されているため、修正していくことが望まれる。	完了検査の検査表は、様々な事業に対応できるよう多様な検査項目を掲載していますが、現在の補助事業の内容と照らし合わせ、明らかに不要と思われる項目については修正を行いました。	防災対策部
検査項目について、他の補助金の検査表を参考に作成されているが、当該補助金において該当する可能性がない項目が記載されているため、修正していくことが望まれる。	完了検査の検査表は、様々な事業に対応できるよう多様な検査項目を掲載していますが、現在の補助事業の内容と照らし合わせ、明らかに不要と思われる項目については修正を行いました。	防災対策部			
<h4>4 災害対応力強化事業</h4>					
<p><b>① 中勢拠点の備蓄倉庫における備蓄物資の保管量について【指摘】</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;">三重県広域防災拠点のうち中勢拠点は、平常時の備蓄スペースに余裕があることから他拠点へも柔軟に対応できるよう資機材を多く保管している一方、新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年度に購入した資機材が全く保管されていなかった。災害時には他拠点から運搬することを想定しているとのことだったが、各拠点に最低限保管すべきであり、見直しが必要である。</td><td style="vertical-align: top;">新型コロナウイルス感染症対策の資機材について中勢拠点にも備蓄し、市町から要請された場合に、より効率的に提供できるよう、各拠点で保管する体制に見直しました。</td><td style="vertical-align: top;">防災対策部</td></tr> </table>			三重県広域防災拠点のうち中勢拠点は、平常時の備蓄スペースに余裕があることから他拠点へも柔軟に対応できるよう資機材を多く保管している一方、新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年度に購入した資機材が全く保管されていなかった。災害時には他拠点から運搬することを想定しているとのことだったが、各拠点に最低限保管すべきであり、見直しが必要である。	新型コロナウイルス感染症対策の資機材について中勢拠点にも備蓄し、市町から要請された場合に、より効率的に提供できるよう、各拠点で保管する体制に見直しました。	防災対策部
三重県広域防災拠点のうち中勢拠点は、平常時の備蓄スペースに余裕があることから他拠点へも柔軟に対応できるよう資機材を多く保管している一方、新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年度に購入した資機材が全く保管されていなかった。災害時には他拠点から運搬することを想定しているとのことだったが、各拠点に最低限保管すべきであり、見直しが必要である。	新型コロナウイルス感染症対策の資機材について中勢拠点にも備蓄し、市町から要請された場合に、より効率的に提供できるよう、各拠点で保管する体制に見直しました。	防災対策部			
<p><b>② エアテント購入にかかる納品書・請求書の日付の記載漏れについて【指摘】</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;">納品書・請求書に日付の記載がなかったため、納入業者に記載を求めるべきである。</td><td style="vertical-align: top;">事業者に対して、納品書・請求書への日付の記載を徹底するとともに、日付が記載された納品書・請求書の受領を徹底しました。</td><td style="vertical-align: top;">防災対策部</td></tr> </table>			納品書・請求書に日付の記載がなかったため、納入業者に記載を求めるべきである。	事業者に対して、納品書・請求書への日付の記載を徹底するとともに、日付が記載された納品書・請求書の受領を徹底しました。	防災対策部
納品書・請求書に日付の記載がなかったため、納入業者に記載を求めるべきである。	事業者に対して、納品書・請求書への日付の記載を徹底するとともに、日付が記載された納品書・請求書の受領を徹底しました。	防災対策部			
<p><b>③ エアテントの付属品の数量について【意見】</b></p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;">仕様書においてペグやウェイトの数量が定められておらず、納入時に数量を確認した記録もなかったため、具体的に数量を確認しておくことが望まれる。</td><td style="vertical-align: top;">付属品も含めて、数量を定めていない場合であっても、納品時に数量確認を行い、その結果を記録することとしました。</td><td style="vertical-align: top;">防災対策部</td></tr> </table>			仕様書においてペグやウェイトの数量が定められておらず、納入時に数量を確認した記録もなかったため、具体的に数量を確認しておくことが望まれる。	付属品も含めて、数量を定めていない場合であっても、納品時に数量確認を行い、その結果を記録することとしました。	防災対策部
仕様書においてペグやウェイトの数量が定められておらず、納入時に数量を確認した記録もなかったため、具体的に数量を確認しておくことが望まれる。	付属品も含めて、数量を定めていない場合であっても、納品時に数量確認を行い、その結果を記録することとしました。	防災対策部			

<p><b>④ 北勢拠点の備蓄倉庫における備蓄物資の使用期限について【意見】</b></p> <p>簡易トイレ袋セット・紙おむつ・不織布マスクなどメーカーが使用期限を設定していない物資について、点検や更新のルールを策定することが望まれる。</p>	<p>使用期限を設定していない備蓄物資（携帯トイレ）については、実際に使用して確認するなど、定期的に点検することとしました。</p> <p>また、備蓄物資の更新にあたっては、品質保証期間が設定されているものを購入することとし、適切な管理が行えるように改善しました。</p>	<p>防災対策部</p>
<p><b>⑤ 乳児・幼児用の備蓄物資の品目について【意見】</b></p> <p>「三重県備蓄・調達基本方針」において重要品目とされている粉ミルクや液体ミルク、哺乳瓶、おむつ等の備蓄はあるが、それ以外の乳児・幼児用の備蓄物資の品目についての検討や、現在備蓄されていないサイズ（L・XL）のおむつの備蓄が望まれる。</p>	<p>重要品目の設定については、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に記載されたプッシュ型支援の基本8品目を参考としていることから、引き続き、国の動向等を注視していきます。</p> <p>また、乳児・小児用おむつについては、令和4年度、LとBIGサイズについても調達し、備蓄を行いました。</p>	<p>防災対策部</p>
<p><b>⑥ 災害時の応援に係る協定の管理について【意見】</b></p> <p>昭和の時代に締結した協定について、連絡責任者の部署・役職名が現存しないものがあった。毎年連絡先・体制の確認は行っているとのことだが、内容を更新することが望まれる。</p>	<p>組織改正前の名称となっていても協定の効力に影響を及ぼすものではないため、引き続き、定期的な連絡先や体制の確認に取り組み、協定の実効性を確保していきます。</p>	<p>防災対策部</p>
<p><b>⑦ 東海財務局・津財務事務所との災害時支援に関する協定について【意見】</b></p> <p>発災時に国有財産を無償貸付または使用することなどが定められているが、どの国有財産をどの用途で使用するかは具体的に決まっていないとのことであったため、発災時に迅速に対応できるようにしておくことが望まれる。</p>	<p>災害時に活用可能な国有財産については、住所や面積、建物の有無、立地条件等を整理したリストの提供を受けており、当該リストに発災時に想定される用途を記載しました。</p>	<p>防災対策部</p>

II ハード対策 海岸事業 および III ハード対策 港湾事業（県土整備部・農林水産部）		
<b>① 個人情報の管理について【意見】</b>		
<p>健康保険証の写し等雇用確認書類（又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等雇用確認書類）が、県の関係書類のファイルにマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列举したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。</p>	<p>健康保険証の写し等雇用確認書類については、令和5年度から、契約時に確認した旨をチェックリストに記した後、廃棄するよう取扱いを改めます。</p>	県土整備部
<b>② 個人情報の管理について【意見】</b>		
<p>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等に記載されている雇用保険被保険者証の被保険者番号についても、今後は健康保険被保険者の被保険者記号・番号等と同様に、マスキング等の措置を講じることも検討されるべきである。</p>	<p>雇用保険被保険者証については、令和5年度から、契約時に確認した旨をチェックリストに記した後、廃棄するよう取扱いを改めます。</p>	県土整備部
<b>③ 契約時提出書類チェックリストの活用について【意見】</b>		
<p>契約時に提出する書類の不備の防止対策として建設業課により「契約時提出書類チェックリスト」が作成されているが、当該チェックリストの使用は強制されていないため、監査対象の建設事務所では当該チェックリストは使用せず、独自のチェックリスト等により複数人でチェックをされている。</p> <p>提出書類の不備防止対策としてはチェックリストの利用が有用と考えられるが、建設業課作成のチェックリストは詳細で多岐にわたってチェック項目を網羅していると思われる。</p> <p>今後は建設業課作成のチェックリストもしくはそれを参考に新たにチェックリストを作成して使用することが望まれる。</p>	<p>全事務所において、建設業課作成のチェックリストが活用されるよう、周知徹底しました。</p>	県土整備部
<b>④ 指名競争入札理由書の添付漏れについて【意見】</b>		
<p>指名競争入札によった場合には、指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が作成され関係書類のファイルに綴じられる。しかし当該事業の関係書類のファイルには指名競争入札を採用した理由書が添付漏れにより綴じられていなかった。必要書類が漏れなく綴じられていることをチェックすることが望まれる。</p>	<p>今後は、指名競争入札理由書の添付漏れがないようチェック体制を強化しました。</p>	県土整備部

<p><b>(5) 指名競争入札理由書の記載について【意見】</b></p> <p>指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。「指名競争入札理由」には当該委託業務は、地方自治法施行令第167条第3号「一般競争入札に付することが不利と認められとき」に該当するため、入札方法を指名競争とした旨が記載されていた。なぜこの条項に該当するのかという具体的な内容を記載することが望ましい。</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、指名競争入札理由については、より具体的な内容を記載することとしました。</p>	<p>県土整備部</p>
<p><b>(6) 技術提案評価結果の保存について【意見】</b></p> <p>関連書類を確認した結果、当工事は入札に参加した3社のうち1社は辞退した。技術提案評価結果を確認したところ、辞退会社の技術提案評価結果は保管されていたにも関わらず、入札の審査を受けた会社の1社の技術提案評価結果が保存されていなかった。</p> <p>これは、落札決定後に自社の技術提案評価結果を「技術提案評価結果の情報提供申請書」により求められた場合は情報提供として渡しているためである。ただし、技術提案評価結果を紙ベースで渡してもすべてデータで保存しているため、紙ベースの書類が編綴されていなくても、その情報はすべて保存されることになる。</p> <p>しかしながら、工事の簿冊に所定の書類の編てつが無いということは、紛失したり誰かが故意に持ち出している等誤解を招く恐れがあるので、技術提案評価結果の情報提供を希望した社には写しを渡し、原本は簿冊内に編てつして保存しておくことが望まれる。</p>	<p>技術提案評価結果の原本は、簿冊に編綴のうえ、写しを渡すこととしました。</p>	<p>県土整備部</p>
<p><b>(7) 貸与にかかる様式について【意見】</b></p> <p>業務委託に関して受注者から過年度の測量報告書等の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に関する様式の定めがないことから、「借用書」により貸与されている。当該「借用書」は、下段に返納書欄が設けられているが、返却時に返納確認欄への記載が行われておらず、返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。</p> <p>このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に関する様式を定める、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いる、など、貸与品の貸出・返却に関する取扱を明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>業務委託における貸与品の貸出・返却に関する取扱いを明確にするため、「貸与品借用書」「貸与品返納書」の様式を定めました。</p>	<p>県土整備部</p>

<p><b>(8) チェックリストの記載について【意見】</b></p> <p>契約時のほか、業務上必要な手続きの漏れを防止するために利用されている建設業課作成のチェックリストによるチェック実施状況を確認したところ、一部の項目についてチェックリストへの記載が行われていなかった。</p> <p>県の担当者によると、単純な記載漏れであり各チェック項目の確認作業は行われた旨の回答を得たが、今後は適切なチェックリストの使用が望まれる。</p>	<p>所属内で注意喚起を行い、適切にチェックリストを使用しています。</p>	<p>県土整備部</p>
<p><b>(9) 工事打合せ簿の日付誤りについて【意見】</b></p> <p>工事打合せ簿に記載された日付が令和2年9月30日と記すべきところ令和2年9月31日と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。</p>	<p>日付け誤りについては、訂正するとともに、チェック体制を見直しました。</p>	<p>県土整備部</p>
<p><b>(10) 工程管理について【意見】</b></p> <p>防波堤応急復旧工事において、(その1)と(その2)で別々の製作ヤードにおいて消波ブロックを製作することになっていた。しかしながら契約直後、岸壁背後に沈下等が発見され作業時の安全性が確保できないことが懸念されたため、同じ製作ヤードを使用することとなった。その結果(その2)においては、工期の始期が大幅に遅れることとなった。</p> <p>また、製作ヤードの変更による工期の遅延が予想されているにもかかわらず、工期の変更に関する変更契約は締結されていない。</p> <p>(その1)については、工期の延長もなく、設計変更の対象としないことに理解はできるが、(その2)について、たとえ受注者から工期の延長変更の請求がなかったとしても、工期内での完成が事実上困難と判断され、工期が大幅に遅延することが判明した段階で、工期の変更について協議し、変更契約を締結することが望ましかったと思われる。</p>	<p>工期が大幅に遅延することが判明した段階で、受注者と協議し変更契約を締結することとした。</p>	<p>県土整備部</p>
<p><b>(11) 個人情報の管理について【意見】</b></p> <p>健康保険証の写し等雇用確認書類が、簿冊にマスキングなく編てつされていた。簿冊中にこれら個人情報が含まれる文書が存する場合には、単に起案書式に個人情報の有無のみの記載欄を設けるだけでなく、例えば、個人情報が含まれる具体的な文書名の記載欄を設ける、個人情報が含まれることが一般的な文書名を列挙したチェックリストを別途作成する、個人情報が含まれる文書の欄外にもその旨の記載をする等、より個人情報が含まれる書類の特定ないし区別ができる方策を検討することが望まれる。</p>	<p>健康保険証の写し等雇用確認書類については、令和5年度から、契約時に確認した旨をチェックリストに記した後、廃棄するよう取扱いを改めます。</p>	<p>農林水産部</p>

<p><b>(12) 貸与にかかる様式について【意見】</b></p> <p>業務委託に関して受注者から過年度の測量報告書等の貸与の申し出があった際、「三重県業務委託共通仕様書」では貸与品に関する様式の定めがないことから、「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」により貸与が行われていた。しかしながら、返却時には「三重県公共工事共通仕様書」の第6号様式「貸与品返納書」が用いられていないなど、返却の事実が確認できる体制が充分ではない状況となっていた。</p> <p>このため、業務委託についても、「三重県業務委託共通仕様書」に、貸与品に関する様式を定める「三重県公共工事共通仕様書」の第5号様式「貸与品借用書」・第6号様式「貸与品返納書」を用いるなど、貸与品の貸出・返却に関する取扱を明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>業務委託における貸与品の貸出・返却に関する取扱いを明確にするため、制度を所管する県土整備部において、「貸与品借用書」「貸与品返納書」の様式を定めました。</p>	農林水産部
<p><b>(13) 記録簿の年誤りについて【意見】</b></p> <p>令和2年12月14日着手から令和3年2月26日完成までに作成された記録簿が第1回から第6回まであったが、このうち第3回以降の記録簿の日付の元号が令和3年と記すべきところ令和2年と誤記されていた。誤記を訂正すると共に、公的書類の管理年月日であるから、誤記が発見できるようにチェック体制を見直すことが望まれる。</p>	<p>日付け誤りについては、訂正とともに、複数人による確認の徹底等、チェック体制を見直しました。</p>	農林水産部
<p><b>(14) 指名競争入札理由書の添付漏れについて【意見】</b></p> <p>指名競争入札によった場合には、施行番号毎に綴じられている関係書類のファイルに指名競争入札によった理由が記載された「指名競争入札理由」が綴じられる。しかし当該事業の関係書類のファイルについて確認したところ、指名競争入札を採用した理由書が綴じられていなかった。理由書は重要な書類であり事後的な検証のためにも添付しておくことが望まれる。</p>	<p>指名競争入札理由書の添付漏れがないよう、案件ごとに作成した指名競争入札理由書を競争入札審査会に諮っています。</p> <p>また、理由書は起案時に施行伺いに添付しています。</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めます。</p>	農林水産部
<p><b>(15) 契約保証金の免除について【指摘】</b></p> <p>「工事請負契約等に係る保証の取扱い」第5契約保証金を免除できる場合（無保証）の取扱い（2）により、過去3年間に国や地方公共団体等と一定金額以上の契約を締結しこれを誠実に履行したものについては、1件の契約金額が500万円以下の建設工事及び設計等業務委託の契約を締結する場合において契約保証金を免除できることになっている。</p> <p>一方、同取扱い第8契約金額の増額変更時の取扱いにより、変更後の契約額が500万円を超える場合（軽微な設計変更で工期末に行われたものは除く。）は保証金の納</p>	<p>契約金額の増額変更時にチェックリストを用い、契約保証金の要否の確認漏れがないように改善しました。</p> <p>また、制度を所管する県土整備部において、令和4年4月1日付で「工事請負契約等に係る保証の取扱い」を一部改正し、「軽微な設計変更」の定義付け及び契約保証金を免除できる基準として</p>	農林水産部

<p>付が必要となるが、今回の監査対象案件において契約保証金が納付されていなかった。</p> <p>県の説明では、保証の取扱いに係る通知において免除できる要件として示されている上記の要件に該当するため免除したことだったが、「軽微」の解釈に疑問があり、また工期を1か月以上残すことからも、保証金の納付を求めるべきだった。</p> <p>また、「工期末」と判断した説明資料の添付もなされていなかった。</p>	<p>「工期末」に代わるもの（実施工程の90%以上）を定めました。</p> <p>この基準により、契約保証金を免除した場合は変更契約伺いの起案文書に理由及び根拠を明記することとしました。</p>	
<b>(16) 契約保証金の免除の基準について【意見】</b>		
<p>「軽微な設計変更」及び「工期末」は厳格かつ限定期に解されるべきであり、別途具体的な基準を定める等の検討が望まれる。</p>	<p>制度を所管する国土整備部において、令和4年4月1日付で「工事請負契約等に係る保証の取扱い」を一部改正し、「軽微な設計変更」の定義付け及び「工期末」に代わる具体的な基準を定めました。</p>	農林水産部